

フジタ芝浦会規約

第1条（名称）

本会はフジタ芝浦会（以下支部と云う）と称する。但し、必要に応じ地域分会を設置することが出来る。

第2条（所 在）

本支部は事務局を東京都渋谷区千駄ヶ谷に置く。

第3条（目的）

本支部はフジタ芝浦会会則並びに支部設置規定に基づき、支部会員の交流、親睦をはかり、本部の活動に協力し芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本支部は目的達成の為下記事業を行う。

1. 本部及び支部相互の連絡、交流
2. 会報会員名簿の発行
3. 会員相互の交流、親睦
4. 支部大会の開催
5. 其の他目的達成するに必要な事業

第5条（会員）

本支部会員はフジタグループに属する芝浦工業大学卒業生、その他三役会で承認された会員で組織する。

第6条（役員）

本支部に下記の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 3名
3. 幹事長 1名
4. 幹事 若干名
5. 監事 2名

第7条（役員の選出）

支部長、副支部長、監事は幹事会において、その都度定められた方法により互選する。幹事長は支部長が指名する。委員長については、三役会において選任する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は次の通りとする。 幹事2年、監事1年、その他1年。

第9条（役員の任務）

1. 支部長は支部を代表し会務を統括する。
2. 副支部長は各委員会を担当し、事業の円滑な運営を図り、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事長は三役会、幹事会の会議の運営を統括する。

第 10 条 (顧問相談役)

本支部に顧問相談役を置くことができる。顧問相談役は本支部の為、特別の功労のあるものの中から支部長が幹事会の承認を得て委嘱する。

第 11 条 (役員会構成)

1. 三役会は支部長、副支部長、幹事長を持って構成し、事業の推進状況全般を掌握する。
2. 幹事会は支部長、副支部長、幹事長、幹事をもって構成し本会会則に規定する重要事項並びに本支部運営上必要な事項を審議し決議する。

第 12 条 (委員会)

本支部は目的達成に必要な執行機関として、必要に応じて委員会を置くことができる。

第 13 条 (総 会)

総会においては幹事会決議事項について会員に報告するものとする。その他、会員の動静、支部運営の状況、大学並びに本部及び各支部の動向等の報告、会員相互の交流を図る。
本支部定時総会は毎年 1 回支部長が幹事の議を経てこれを招集する。必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第 14 条 (經 理)

本支部の經理はその都度、会費寄付及びその他の収入をもってあてる。

第 15 条 (監 査)

本支部の監事は毎会計年度の決算を監査し、その結果を幹事会に提出すると共に総会に於いて、その報告をする。

第 16 条 (会 費)

1. 本支部の会費については別に定める。

第 17 条 (会計年度)

本支部の会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日までとする。

付則

本支部規約は 1999 年 5 月 1 日より施行する。